

## 平成 28 年度再資源化預託金等運用計画の変更(案)

## 1. 預託金運用の現状

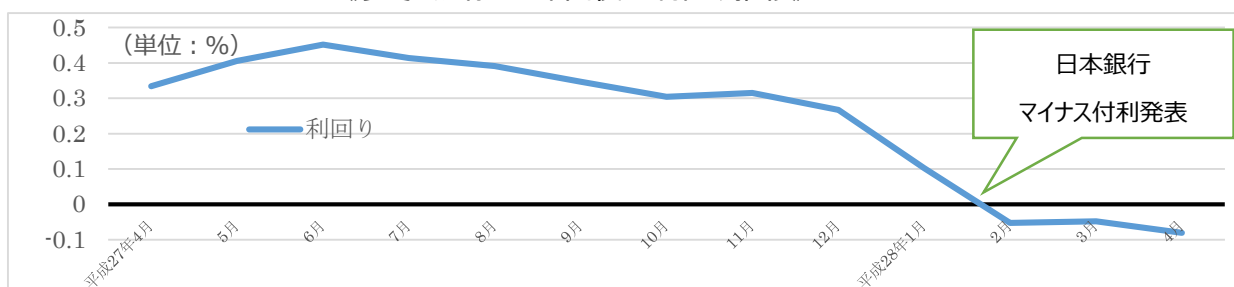
再資源化預託金等(以下「預託金」という。)の運用については、資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)に基づき、国債中心の運用を行っている。

今般、日本銀行による金融緩和策以降、債券市場における金利は低下傾向にあり、平成 28 年 2 月以降は、残存年限 10 年の国債の利回りがマイナスとなっている。

そのため、預託金の運用においても多くの課題に直面していることから、以下のとおり現状について整理した。

課題		概要
新規の債券取得の停滞	国債取得の停滞	年度運用計画における取得対象年限の国債利回りがマイナスとなっており、元本確保の観点から、平成 28 年 2 月以降は新規の取得を行っていない。 未取得額については、暫定的に銀行預金で運用し、利回りがプラスとなり次第の購入を予定している。
	政府保証債取得の停滞	残存年限 11 年以降の流通量が極めて少ないことに加え、年限 10 年についても国債利回りがマイナスとなっている状況から、需要が旺盛となっており、市場流通量が少なくなっている。平成 28 年度第 1 四半期においては、取得予定額 75 億円に対し 4 億円程度の取得となっている(4 月末時点)。 未取得額については、国債同様に銀行預金にて運用を行っている。
預託金運用利回りの低下		上記の状況が、長期的に続いた場合、預託金の運用収益は現在の 1%程度から 3 年後には 0.6%程度、5 年後には 0.3%程度となる。
信託銀行による預入手数料の導入		預託金の運用においては、資産管理のために信託銀行経由で債券取得を行っている。日本銀行による当座預金へのマイナス付利の影響から、債券取得のために一時的に預け入れを行っている金額に対し手数料が導入されることとなった。他の銀行についても、今後預金額について、一定程度の手数料が発生する可能性がある。

《参考:残存 10 年国債の利回り推移》



## 2. 平成 28 年度再資源化預託金等運用計画の変更について

当初の年度運用計画では、まず年限 10 年について上限 600 億円まで債券及び銀行預金にて運用を行い、上限額に達したのちに次年限の取得を行うこととしている。ただし、上記の預託金運用の現状から年度運用額 1,200 億円程度(年度運用計画における債券取得見込額 969 億円+前年度未取得額 228 億円)について、そのほとんどが、銀行預金となる見込み。

【市場における国債利回り(平成 28 年 4 月末時点)】

(単位:%)

残存年数	残存 10 年	残存 11 年	残存 12 年	残存 13 年	残存 14 年	残存 15 年
利回り	-0.079	-0.046	-0.015	0.023	0.050	0.078

よって、預金手数料の導入リスクを考慮し、銀行預金の最小化を目的として、平成 28 年 2 月開催の第 65 回資金管理業務諮問委員会で審議された「平成 28 年度再資源化預託金等運用計画」について、以下の内容のとおり変更を行う。(変更後の年度運用計画は資料 5-2 参照)

	当初年度計画	変更案
取得対象年限	年限 10 年～11 年	自動車の平均使用年数等を考慮した各年限 600 億円程度のラダー型資産構成の 10 年後の達成に影響の出ない範囲
取得概要	年限 10 年から順に 600 億円の債券取得等がなされたのちに次年限について取得を行う。	①国債の取得について 原則としてプラス利回りが見込まれる年限 10 年以上の債券の中で、最も短い年限から取得する。 ②政府保証債の取得について 年限 10 年以上の債券に加え、年限 9 年以下でプラス利回りの債券についても取得を行う。
債券取得見込	政府保証債分の 50 億円程度	政府保証債分の 100 億円程度(年限 10 年以上 50 億円+年限 9 年以下 50 億円)に加え、プラス利回りが期待できる年限 13 年～14 年の国債分 1,100 億円
年度末預金残高	1,150 億円程度	0 円

※平成 28 年 4 月 1 日に改定を行った運用の基本方針に基づき、平成 28 年度以降は各年限の取得額の上限を 600 億円程度(期間 15 年程度)とするラダー型資産構成の構築を目指している。

以上